

# 河津町長選挙のお知らせ

平成26年4月25日任期満了に伴う河津町長選挙を、下記の日程で行いますのでお知らせします。

◎投票日 4月20日(日)

◎投開票時間(投票) 午前7時～午後6時

(開票) 午後7時 役場「議場」

※※※※※ 投票所 ※※※※※

20日の投票区	該当地区	建物の名称
第1	浜・笹原・谷津	笹原コミュニティ防災センター
第2	田中・沢田・上峰・下峰	保健福祉センター
第3	逆川	逆川集会施設
第4	縄地	縄地公民館
第5	見高浜	見高公民館
第6	長野	長野公民館
第7	見高入谷	見高入谷農村会館
第8	小鍋・湯ヶ野・下佐ヶ野	高齢者いきいきセンター
第9	梨本・泉奥原・川横	川横婦人・若者等活動促進施設
第10	大鍋	大鍋多目的集会施設
第11	上佐ヶ野・天川・筏場・大堰	筏場婦人・若者等活動促進施設

## ◎期日前(不在者)投票

4月16日(水)～4月19日(土)までの毎日、朝8時30分～夜8時  
保健福祉センター「ボランティア団体室」で受付けます。

平成26年3月19日

河津町選挙管理委員会

(裏面もご覧ください。)

## ※選挙権

### (1) 住所要件

- 日本国民で河津町に引き続き3ヶ月以上住所を有する者  
【平成26年1月14日以前より河津町内に住所がある者】

### (2) 年齢要件

- 選挙期日現在、満20歳以上である者  
【平成6年4月21日以前に生まれた者】

## ※ 立候補予定者の方へ

- ★立候補予定者説明会 3月25日(火)午後1時30分～  
河津町役場2階 「第2会議室」  
《立候補予定者は必ず出席してください。》

- ★立候補届出書類事前審査 4月8日(火)午前10時～正午  
河津町役場2階 「第2会議室」

## ★期日前投票

4月20日の投票日に、仕事、旅行、レジャー、会合、冠婚葬祭等の用務があり投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期間：4月16日(水)～4月19日(土)

時間：午前8時30分～午後8時まで

場所：保健福祉センター 「ボランティア団体室」

## ★その他の投票方法

選挙人名簿登録されている方で、指定された病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その病院や施設内で不在者投票ができます。

また、仕事・学業で他市町村にいる方や身体に重度の障害があり一定の条件に当てはまる方は、郵便などを利用して投票することができます。お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

## ★投票所入場券

投票所入場券は告示日の4月15日(火)に発送いたしますので、届いた投票所入場券を持参して、投票所へお越しください。なお、届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人は、投票できますので、投票所受付で申し出てください。

## ★投票所入場券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷します。

これまでは期日前投票所にて期日前投票宣誓書にご記入いただいておりますが、事前にご自宅等でご記入いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票所にも今までどおり期日前投票宣誓書を備え付けておりますので、期日前投票所で今までどおり記入していただくこともできます。

なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

※※※ 『届けようあなたの声を投票で』 ※※※

(裏面もご覧ください。)

# 回覧

平成26年度

## 「子育て応援！住宅整備事業補助金」のお知らせ

先にお知らせしましたが、平成23年度からで行ってきた「子育てファミリー住宅整備支援事業補助金」制度は平成25年度で終了します。新規に標記事業を実施予定ですのでお知らせします。事業の概要は以下のとおりです。(太文字アンダーライン部分は「子育てファミリー住宅整備支援事業補助金」制度と異なる点です。)

### 事業概要

#### 1. 補助対象者

- 当該年度4月1日現在で満18歳未満の子どもがいる世帯、又は補助の申請時点で妊婦のいる世帯。
- 県「木造住宅建築助成事業」及び「住宅省エネリフォーム支援事業」との併用も可能です。
- 町内に住所を有し現に居住している者。(工事終了後、補助対象住宅に居住する意思をもって住民登録した者も対象)
- 住宅等の所有者及び居住者。(所有者が親・子の場合は可)
- 本人及び同一世帯員に町税等の滞納がない者。

#### 2. 補助対象等

- 町内への木造住宅の新築工事。
- 町内の既存住宅の増改築工事・リフォーム工事。
- 100万円以上の工事を対象。
- 町内業者と契約を締結し当該年度3月31日までに工事が終了。
- 対象者並びに対象建物への助成は、子育てファミリー住宅整備支援事業補助金制度及び本制度の使用は1回を限度とします。



#### 3. 補助率

区分	補助金の対象経費	補助率(額)
新築工事	木造住宅の新築工事に要する経費	<u>補助対象経費1/10</u> <u>(15万円を限度)</u>
増改築工事	既存住宅の増築工事、改築工事(住宅の一部を解体し造り替えること。)に要する経費	同上
リフォーム工事	既存住宅の機能や性能を維持向上させるため修繕、補修、模様替えに要する経費	同上

問い合わせ：役場保健福祉課福祉係 TEL 34-1937 FAX 34-1811

具体的な対象工事は裏面をご覧ください

## 補助対象工事一覧（例）

No.	対象	工 事 の 内 容	摘 要
1	○	木造新築工事	
2	○	増築・改築工事	
3	○	耐震補強・改修工事	
4	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
5	○	外壁・屋根、天井の断熱化工事	
6	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
7	○	壁紙や床の張替などの内装	
8	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
9	○	室内の建具等の交換	
10	○	バルコニーの設置	
11	△	バリアフリー改修（手すり設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	介護保険、障害者支援等を使用して整備した工事は対象外
12	○	風呂、台所、洗面台、トイレ等の水回り改修工事	
13	○	室内照明器具の設置	
14	△	エアコンの設置	壁埋込型であれば対象
15	○	コンセントの増設	
16	○	畳の取替（表替を含む）	
17	○	車庫・物置の設置及び増改築	
18	△	合併浄化槽の設置工事（新設は対象）	町の補助事業があるため、対象外
19	×	家庭電化製品の購入（設置・取付）	購入が主のため、対象外
20	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付）	内装工事と一体であれば対象
21	×	電話やインターネットの配線工事	対象外
22	×	造園・門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅外のため、対象外
23	△	住宅の解体工事（全部・一部）	増改築・リフォーム工事と一体であれば対象
24	×	住宅用太陽光発電システムの設置	町の補助事業があるため、対象外
25	○	給湯設備機器の設置	
26	○	給水・ガス配管工事	
27	○	その他、町長が特に認める工事	

### 制度については、いくつかの条件があります。

相談日 月～金（土日祭日を除く）午前9時～午後5時  
申し込み、お問合せは下記まで

河津町役場 保健福祉課

子育て応援住宅整備事業担当

電話 0558-34-1937

# はつらつ健康教室 ウェルネスコース 参加者募集！

開催日 5月 7日・5月 14日・5月 21日・5月 28日・6月 4日・6月 11日  
6月 18日・6月 25日・7月 2日・7月 9日・7月 16日・7月 23日  
毎週水曜日 計 12 回。 午後 1 時から午後 3 時までの 2 時間。

場所 高齢者いきいきセンター（旧双葉幼稚園舎）  
※希望者は送迎致します。

内容 スプリントトレーニングマシンを使用します。身体的な動作を効率よく行うこと、「動作の質」を向上させることを目標にした教室です。

対象者 65 歳以上の方（要介護認定を受けている方は除く）

参加費 一日につき 250 円

募集人員 10 名程度（定員なり次第 締め切ります）

その他 4 月 18 日（金）までにお申し込み下さい。

申込み先 河津町保健福祉課（地域包括支援センター）

電話：34-1938

前回の参加者の声

- ・マシントレーニングは思ったより難しくなかった。
- ・運動仲間が増えた。
- ・体が柔らかくなったよ。



↑スプリントトレーニングマシン

歩行動作の改善、柔軟性の向上  
バランス能力の向上、筋力の向上 等

パワーアシスト機能によりマシンが動きを誘導するので、体力のない人でも無理なく行えます。